

特定非営利活動法人 木の家づくり座談会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 木の家づくり座談会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を 埼玉県東松山市日吉町13番地(第5)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、家づくりに関する研究・情報提供・提案等を通して、森林の保守及び育成・産業廃棄物による環境破壊・建築材料による健康被害・職人文化の継承などに関する意識を高め、自然や環境を守ること及び安全で暮らしやすい住まい及び地域をつくることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 住宅による健康被害についての啓蒙及び支援活動事業
 - ② リサイクル・リユースに関する意識を高めるための啓蒙活動事業
 - ③ 木の家づくりを通し、暮らし易いまちづくりの提案活動事業
 - ④ 職人文化の継承のための啓蒙及び提案活動事業
 - ⑤ 産業廃棄物処理による環境破壊に関する意識の啓蒙及び提案活動事業
 - ⑥ 木の家づくりを通して森林の保守及び育成に関する意識の啓蒙及び提案活動事業

- ⑦ 家づくり及びまちづくりに関する監理事業
 - ⑧ 家づくりの設計及び工事事業
 - ⑨ ~~その他、この法人の目的を達成するために必要な活動~~
前各号に付随する事業
- (2) 収益事業
- ① 国産の木材及びその加工品の販売事業
 - ② 住宅部品の開発及び販売事業
 - ③ 上記①②に付帯する一切の事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、第1号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有する。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。総会における議決権は有しない。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営を支援する個人または団体。総会における議決権は有しない。

(入会)

第7条 この法人の正会員又は準会員（以下「会員」という）になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

- 2 前項のものの入会を認めないときには、代表理事は速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の決議を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 個人会員が死亡又は破産宣告を受けたとき。
- (3) 団体会員が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は別に定める退会届けを提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、この法人の名誉を傷つけた場合、総会において正会員の総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他拋出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別)

第13条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事7名以上12名以下

(2) 監事1名

2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 代表理事は理事の互選とする。

3 副代表理事は代表理事が選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事はこの法人の理事及び職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は代表理事を補佐する。

3 理事は理事会を組織し、この法人の職務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を執行する。

(1) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 監査の結果、業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反

(4) 前号の報告をするために必要ある場合には総会を招集すること。

する重大な事実があることを
発見した場合には、これを
総会又は所轄庁に報告
すること



- (5) 理事の業務執行及び財産の状況について、理事に意見をのべ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員、又は増員によって就任した役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その事務管理を行うものとする。

(役員の補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えてはならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

- 第19条 役員は報酬を受けることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数は、役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定めるものとする。

員
(職務)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事会の議決により代表理事が任免する。

第5章 総 会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。ただし準会員及び賛助会員の出席を妨げない。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求のあったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した個人正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第28条 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決できる。又は委任状の提出により、代理人をして表

決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 総会の決議において、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者数及び委任状提出者数も付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決できる。この場合において、前条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の決議において、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者名（書面表決者の氏名も付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に関わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に関わる事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金その他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、正会員の総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)。
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。



1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	小田切 博 志
副代表理事	利根川 秋 雄
理 事	江 原 幸 一
理 事	嘉 成 勝 子
理 事	佐 藤 文 雄
理 事	長谷川 牧 子
理 事	山 野 民 幸
監 事	橋 本 崇 央
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係わらず、成立の日から平成15年7月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の定めるところに係わらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の定めるところに係わらず、成立の日から平成14年5月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。

正 会 員	個人及び団体	年会費	12,000円
準 会 員	個人及び団体	年会費	6,000円
賛助会員	個人及び団体	1口10,000円	1口以上、随時